



発行 新潟県
第 14 号
 令和4年2月22日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 143 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 144 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 145 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 146 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 147 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 148 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 149 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 150 公共測量の終了通知（監理課）
- 151 公共測量の終了通知（監理課）
- 152 公共測量の終了通知（監理課）
- 153 道路の区域変更（道路管理課）
- 154 道路の供用開始（道路管理課）
- 155 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 7 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 8 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 9 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 10 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 11 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 12 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援B型	I WORKS	加茂市旭町4-19	一般社団法人 緑陽	令和4年2月1日
居宅介護	けあビジョンホーム佐渡訪問	佐渡市吉井本郷576番地	株式会社ビジュアル	令和4年

	介護	6	ビジョン	2月1日
共同生活援助	ドッグテラス	加茂市寿町2番25号	株式会社ビーエムビ ー	令和4年 2月1日

◎新潟県告示第144号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
児童発達支援	あすなるキャンパス	長岡市曙3丁目3番15 号	株式会社真友社	令和4年 2月1日
放課後等デイサー ビス				

◎新潟県告示第145号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農産物の種類			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関名	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	熊倉 薫	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514024				
	伊藤 省吾	もみ、玄米、大豆、そば	K1517041				
	山田 和仁	もみ、玄米、大豆、そば	K1517088				
	山内 隆弥	もみ、玄米、そば	K1524048				
	藤田 直樹	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1524059				
	小山 美加	もみ、玄米、そば	K1524063				
	土田 太一	もみ、玄米、大麦、大豆	K1526021				
	小林 和広	もみ、玄米、そば	K1526023				
	平石 佐都子	もみ、玄米、大麦、大豆	K1528014				
	上野 康好	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1528018				
	高瀬 亨	もみ、玄米、大豆	K1528022				
	鈴木 雅仁	もみ、玄米、そば	K1528030				
	佐藤 敬雄	もみ、玄米、大豆、そば	K1529006				
	中山 和樹	もみ、玄米、大豆、そば	K1529007				
	今井 俊之	もみ、玄米、大豆	K1529030				
	窪田 和也	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1530003				
	森 幸一	もみ、玄米、大麦、大豆	K152019007				
	小林 元樹	もみ、玄米、大豆	K152019008				
	若月 駿弥	もみ、玄米、大麦、大豆	K152019022				
	堀川 駿	もみ、玄米、大麦、大豆	K152019023				
	BAYARSAIKHAN ZOLJARGAL (バヤルサイハン ゾルジャルガル)	もみ、玄米、大麦、小麦	K152019036				
	阿部 健太郎	もみ、玄米、大豆	K152021003				
	大枝 純也	もみ、玄米、大豆	K152021004				
	近 直人	もみ、玄米、大豆	K152021005				
	菅原 智哉	もみ、玄米、大豆	K152021006				
	菅原 由香	もみ、玄米	K152021007				
	鈴木 梨奈	もみ、玄米	K152021008				
	五十嵐 佑介	もみ、玄米	K152021009				
	伊藤 新	もみ、玄米	K152021010				
	駒澤 裕貴	もみ、玄米	K152021011				
	山俣 優	もみ、玄米	K152021012				
	佐久間 恒	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K152021013				
	膳本 忍	もみ、玄米、大豆	K152021014				
	後藤 大介	もみ、玄米、大豆	K152021015				
	渡邊 慶	もみ、玄米	K152021016				
	渡辺 由子	もみ、玄米、大豆	K152021017				
	高野 豊	もみ、玄米、大豆	K152021018				
	山形 崇	もみ、玄米、大豆	K152021019				
	本多 寛之	もみ、玄米、大豆	K152021020				
	眞田 博弘	もみ、玄米、大豆	K152021021				
	石塚 真広	もみ、玄米	K152021022				
	小田 政幸	もみ、玄米	K152021023				
	近藤 俊子	もみ、玄米、大豆、そば	K152021024				
	近藤 将十	もみ、玄米	K152021025				
	下条 實樹	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021026				
	丸山 俊祐	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021027				
	近藤 直一	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021028				
	高野 健太	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021029				
	内山 大地	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021030				
	岡本 秀明	もみ、玄米	K152021031				
	諏訪 弥生	もみ、玄米	K152021032				
	開野 直樹	もみ、玄米、そば	K152021033				
	桜井 睦	もみ、玄米、そば	K152021034				
	豊野 佳之	もみ、玄米、大豆	K152021035				
	大津 純一	もみ、玄米、大豆	K152021036				
	小海 尚志	もみ、玄米	K152021037				
	高橋 実弥	もみ、玄米	K152021038				
	巨田 直樹	もみ、玄米、大豆	K152021039				
	外山 翔太	もみ、玄米、大豆	K152021040				
	市村 雅浩	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152021041				
	金井 雅仁	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152021042				
	田中 弘幸	もみ、玄米	K152021043				
	吉崎 由基	もみ、玄米	K152021044				
	大倉 真二	もみ、玄米	K152021045				
	中島 智徳	もみ、玄米	K152021046				
	松田 優和	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152021047				
	佐藤 貴弘	もみ、玄米、小麦	K152021048				
	瀬倉 美智代	もみ、玄米	K152021049				
	吉桑 和也	もみ、玄米、大麦、小麦	K152021050				
	花岡 羽次	もみ、玄米、大麦、小麦	K152021051				
	金子 快	もみ、玄米	K152021052				

備考 略称『新潟県検査協会』令和4年2月22日 農産物検査員50名の新規登録、21名の検査を行う農産物の種類の追加、検査員合計743名。

◎新潟県告示第146号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営干溝地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和4年2月24日から令和4年3月24日まで

3 縦覧に供する場所
魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第147号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営坂田新池地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和4年2月24日から令和4年3月24日まで

3 縦覧に供する場所
柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営立合堰地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年2月24日から令和4年3月24日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営大洞地区区画整理・農用地改良保全（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年2月24日から令和4年3月24日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第150号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザー測量、調整用基準点設置)
- 2 作業期間 令和3年5月21日から令和3年12月21日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自) 福島県耶麻郡西会津町野沢
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町上ノ山

◎新潟県告示第151号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年10月20日から令和4年2月8日まで
- 3 作業地域 上越市大潟区潟田 地内

◎新潟県告示第152号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年9月16日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域 糸魚川市小滝地内

◎新潟県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白山村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市別所字犬茂1128番3から 同市中島字神明下56番1まで	新	11.5～40.2メートル	333.3メートル
	旧	(A)5.5～16.6メートル	338.0メートル
		(B)6.0～20.4メートル	329.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 白山村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市別所字犬茂1128番3から同市中島字神明下56番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月22日

◎新潟県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	新	(A)1.2～71.0メートル	18,356.1メートル
三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 同市塩野渚字御所国有林425林班る10小班まで		(B)9.4～283.5メートル	9,439.6メートル

三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	旧	(A) 1.2~71.0メートル	18,356.1メートル
三条市塩野渚字御所国有林422林班よ3小班から 同市塩野渚字御所国有林425林班る10小班まで		(B) 11.0~283.5メートル	8,242.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）ビッグモーター上越店
 - 所在地 上越市大字下源入字四反田223番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社シリウス
 - 法人代表者氏名 代表取締役 金 重光
 - 住所 東京都千代田区一番町22番地2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社ビッグモーター
 - 法人代表者氏名 代表取締役 兼重 宏行
 - 住所 東京都港区六本木六丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月15日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計3,676平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計11台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計5台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計80.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計18.6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後8時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分から午後8時00分
- 7 届出年月日
令和4年2月14日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和4年2月22日から令和4年6月22日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称) ラ・ムー上越北店
所在地 上越市新光町一丁目608番 外
設置者 株式会社西源
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和3年10月8日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
関係法令を遵守し、周辺環境の保全に努めるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対策を実施すること。
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和4年2月22日から令和4年3月22日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹山よしかず後援会	竹山嘉一	稲村隆行	新潟県三条市条南町16-23	R4.01.05
燕幸男後援会	燕幸男	高橋正樹	新潟県三条市三竹2-6-3	R4.01.11
山田宏新潟県後援会	山下智	神成庸二	新潟県新潟市中央区堀之内南3-8-13	R4.01.21

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和島支部	中村義久	会計責任者の氏名	高橋勇一	星徳司	R3.11.17
自由民主党新潟県薬剤師支部	荻野構一	代表者の氏名	荻野構一	長澤敬一	R3.09.11
自由民主党新潟県トラック支部	小林和男	会計責任者の氏名	土田泰之	浅間博	R3.06.01
自由民主党新潟県エアーフロンティア推進支部	五十嵐祐司	会計責任者の氏名	作村允	米山尚	R4.01.01
日本共産党下越地区委員会	広川賢	会計責任者の氏名	町田明広	伊藤誠	R3.02.17
立憲民主党新潟県総支部連合会	飯田真紀子	代表者の氏名	飯田真紀子	本多智奈美	R4.01.15

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あべもとい後援会	阿部基	会計責任者の氏名	阿部基	関口義明	R4.01.11
さかた光子後援会	坂田郁夫	会計責任者の氏名	渡辺洋子	坂田達彦	R4.01.17
竹山よしかず後援会	飯塚英晃	代表者の氏名	飯塚英晃	竹山嘉一	R4.01.20

ともにさく、新潟	佐藤伸広	代表者の氏名	佐藤伸広	本多智奈美	R3. 12. 24
		会計責任者の氏名	馬場徹	佐藤伸広	R3. 12. 24
長岡経済人連盟	大原興人	代表者の氏名	大原興人	丸山智	R3. 11. 01
長岡設備関連団体協議会	金内義久	会計責任者の氏名	腮尾理	山本正男	R3. 05. 27
新潟県薬剤師連盟	荻野構一	代表者の氏名	荻野構一	長澤敬一	R3. 09. 11
新潟県神谷まさゆき後援会	荻野構一	代表者の氏名	荻野構一	長澤敬一	R3. 09. 11
新潟県電気工事工業組合政治連盟	横田良英	代表者の氏名	横田良英	小林功	R3. 06. 03
		会計責任者の氏名	中務浩	本山秀樹	R3. 06. 03
新潟県トラック事業政治連盟	小林和男	会計責任者の氏名	土田泰之	浅間博	R3. 06. 01
新潟県藤井基之薬剤師後援会	荻野構一	代表者の氏名	荻野構一	長澤敬一	R3. 09. 11
新潟県本田あきこ後援会	荻野構一	代表者の氏名	荻野構一	長澤敬一	R3. 09. 11
細野ひろやすを育てる会	細野弘康	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区紫竹3-13-14	新潟県新潟市東区紫竹3-16-6	R3. 04. 15

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ともにさく、新潟	佐藤伸広	R3. 12. 28
未来!元気!市民の風	大竹俊夫	R3. 12. 31
民主にいがた地方自治体議員フォーラム	上杉知之	R4. 01. 20
村山秀幸後援会	中川耕平	R3. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和2年分

(単位 円)

[その他の団体]

青木じゅん後援会

報告年月日 04. 01. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

はる会

報告年月日 04.01.15

1 収入総額	1,040,410	
前年繰越額	417,410	
本年收入額	623,000	
2 支出総額	303,132	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (3人)	3,000	
寄附	620,000	
個人分	620,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	303,132	
機関紙誌の発行その他の事業費	183,132	
機関紙誌の発行事業費	151,232	
宣伝事業費	31,900	
その他の経費	120,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
桑原政治	120,000	津南町
桑原悠	500,000	津南町

山本知克後援会

報告年月日 04.01.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和3年分

〔その他の団体〕

ともにさく、新潟

報告年月日 04.01.24(03.12.28解散)

1 収入総額	4,101
前年繰越額	4,101
2 支出総額	0

未来！元気！市民の風

報告年月日 04.01.11(03.12.31解散)

1 収入総額	3,570,751
前年繰越額	1,871,933
本年收入額	1,698,818
2 支出総額	2,884,754
3 本年收入の内訳	
寄附	1,451,300
個人分	1,451,300
機関紙誌の発行その他の事業による収入	247,500
市民の風 活動及び市政報告会	170,000
市民の風 女性の会	5,500
市民の風 世話人役員会	52,000

市民の風 納会	20,000
その他の収入	18
1 件10万円未満のもの	18
4 支出の内訳	
經常経費	375,276
光熱水費	34,673
備品・消耗品費	12,058
事務所費	328,545
政治活動費	2,509,478
組織活動費	647,432
機関紙誌の発行その他の事業費	862,046
機関紙誌の発行事業費	699,756
その他の事業費	162,290
寄附・交付金	1,000,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	1,451,300

村山秀幸後援会

報告年月日 04.01.20(03.12.31解散)

1 収入総額	1,199,441
前年繰越額	667,441
本年收入額	532,000
2 支出総額	1,199,441
3 本年收入の内訳	
寄附	300,000
個人分	300,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	232,000
青年部総会	232,000
4 支出の内訳	
經常経費	967,441
人件費	640,836
光熱水費	15,800
備品・消耗品費	17,485
事務所費	293,320
政治活動費	232,000
機関紙誌の発行その他の事業費	232,000
その他の事業費	232,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
新井康祐	300,000 上越市

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体 公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日
 の届出をした 名称
 者(代表者)
 の氏名

燕幸男 市議会議員 燕幸男後援会 新潟県三条市三竹2-6-3 R4.01.07

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和4年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和4年2月7日

政治団体の名称 明日の新潟を切り拓く会

(報告年月日 令和3年2月17日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	883,975	853,975
4 支出の内訳		
経常経費	442,725	412,725
事務所費	400,564	370,564

訂正報告年月日 令和4年1月25日

政治団体の名称 高橋さところ後援会

(報告年月日 令和3年3月31日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	1,126,222	1,066,812
4 支出の内訳		
経常経費	431,122	388,512
光熱水費	31,666	28,413
備品・消耗品費	21,439	11,107
事務所費	378,017	348,992
政治活動費	695,100	678,300
機関紙誌の発行その他の事業費	695,100	678,300
宣伝事業費	468,600	451,800